公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９３９号
札幌市北区屯田５条２丁目２番３号
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２４号
北海道千歳市花園７丁目６番３―902号
債務者　小林　憲二
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２５号
北海道千歳市花園７丁目６番３―902号
債務者　小林登美子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０２３号
札幌市白石区平和通15丁目北７番38号　任田方
債務者　東樹　良男
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１３号
札幌市北区北36条西２丁目１番25号　ピコＮ36―305号
債務者　三浦　祥子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８８号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目10番23号　コーポラスＫ―202号
債務者　藤原　朋子（旧姓輿水）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８９号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目10番23号　コーポラスＫ―202号
債務者　藤原　美穂（旧姓輿水）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２５７号
札幌市白石区菊水２条１丁目８番８―303号
債務者　上野　晴美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２６８号
札幌市東区北35条東８丁目２番33号　レジデンス高Ａ―Ｂ号
債務者　藤谷さやか（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９号
北海道登別市桜木町２丁目７番地30
債務者　高木真由美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
北海道室蘭市高砂町２丁目10番24号
債務者　盤木　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1353番地529
債務者　戸塚　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１９号
群馬県伊勢崎市宮子町3106番地２　マンションアモーレ１Ｃ
債務者　奈良　靖孝
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４４号
群馬県前橋市箱田町280番地２
債務者　吉本　幸恵（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８５号
群馬県前橋市上小出町一丁目18番地１　サンガーデン105号
債務者　小川　英二
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８７号
群馬県伊勢崎市新栄町3832番地３　市営住宅2616
債務者　鬼頭　康弘
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係